

特定施設入居者生活介護（介護予防）運営規程

（生涯介護付マイホーム ゆきやなぎ 1）

1. 事業目的及び運営の方針

（事業目的）

「自分の生き方は自分で選び、自分の人生をいつまでも楽しみながら生活を」をモットーに、入居者がその尊厳を保持しつつ、自立した生活を営む事が出来るように支援することを目的とし、明るく家庭的な雰囲気地域や家庭との結びつきを重視した運営を行う。

（運営の方針）本事業の運営の方針は、以下のとおりとする。

- ① 事業者は、入居者の要介護状態等の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を計画的に行う。
- ② 特定施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。
- ③ 指定特定施設入居者生活介護等の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、入居者又はその家族から求められたときは、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- ④ 指定特定施設入居者生活介護等の提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為を行わない。
- ⑤ 事業者は、自らその提供する指定特定施設入居者生活介護等の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
- ⑥ 入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- ⑦ 指定特定施設入居者生活介護等の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。
- ⑧ 指定特定施設入居者生活介護等の提供に当たっては、市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携に努める。
- ⑨ 事業所は、正当な理由なくサービス提供を拒まない。

2. 事業所の名称及び所在地

事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名 称	【株式会社 白寿会 生涯介護付マイホームゆきやなぎ】
所在地	【福岡県福岡市早良区四箇6丁目5番20号】
電話番号	【092-812-4620】

3. 特定施設従業者の職種、員数及び職務内容

職種、員数 「管理規定」 5. 6. 及び別表Ⅳ－1 ②による。

職務内容

施設長	施設運営管理を統括
生活相談員	入居者の生活全般に関する相談や助言
看護職員	入居者の看護、保健衛生及び介護
介護職員	入居者の生活全般にわたる介護、教養娯楽に関する事
機能訓練指導員	入居者の身体的機能維持を図る
計画作成担当者	特定施設サービス計画の作成
栄養士	献立の作成、入居者の栄養管理
調理員	調理業務
事務職員	窓口業務、その他の事務
清掃職員	施設内の清掃業務

4. 入居定員及び居室数

入居定員	99名
居室数	99名（全室個室）

5. 指定特定施設入居者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額

一 内容及び 利用料「管理規定」 11. 12. 14による。

- （1）介護サービス
- （2）健康管理サービス
- （3）食事サービス
- （4）生活相談・助言サービス
- （5）生活サービス
- （6）レクリエーション等

二 その他の費用

- （1）管理費、食費などの日常生活上の費用については別表Ⅴ「利用料金一覧表」による。
- （2）修繕項目と費用負担（別表Ⅳ－4「修繕項目と費用負担」）

6. 入居者が介護専用居室又は一時介護居室に移る場合の条件及び手続き

当施設は全室個室で全室介護居室である為に、原則として居室の変更はしないが、入居者の心身の状況により、入居者に対して適切な介護を提供するために必要と判断する場合には、契約に基づくサービスの提供場所を当施設内において変更する場合があります。「管理規定」の次の別表による。

- （1）別表Ⅳ－1 ③「介護を行う場所等の変更」

7. 施設の利用に当たっての留意事項

入居者は、居室及び教養施設並びに敷地の利用方法に関し、その本来の用途に従って、善良な管理者の注意をもって利用するものとする。

「管理規定」 7. 13. 14 及び次の別表による。

- （1）別表Ⅰ「介護居室等の使用細則」
- （2）別表Ⅱ「共用施設等の利用細則」
- （3）別表Ⅳ－4「修繕項目と費用負担」

8. 緊急時又は事故発生時の対応における対応方法、及び事故防止に関する指針

- ① 事業所及びその従業者は、指定特定施設入居者生活介護等の提供中に入居者の病状に急変、その他緊急事態が生じたとき、又は事故が発生したときは、速やかに主治医に連絡し適切な措置を講ずるとともに、管理者の指示に従い、市町村（一部事務組合及び広域連合を含む。以下、同じ。）、当該入居者の家族、当該入居者に係る居宅介護支援事業者等に報告を行うものとする。
- ② 事業所は、事故の状況や事故に際して取った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じるものとする。
- ③ 事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行うものとする。
（別紙）緊急時対応マニュアルにより対応する。事故発生時対応マニュアルにより対応する。

【目的】

本指針およびマニュアルは、利用者が安全かつ安心して安心な生活を送れる環境を提供するため、事故の発生を未然に防ぐ体制を確立するとともに、万が一事故が発生した場合に迅速かつ適切な対応を行うことを目的とする。

【基本方針】

- ・ 安全第一の意識徹底：全職員は利用者の安全確保を最優先とし、日頃からリスクの発見と排除に努める。
- ・ 迅速な初期対応：事故発生時は利用者の究明・処置を最優先とし、被害の拡大を防ぐ。
- ・ 誠実な対応と報告：事故の事実を隠蔽せず、家族や行政機関に対して誠実かつ速やかに報告を行う。
- ・ 再発防止の徹底：発生した事故は原因を徹底的に分析し、全職員で共有して再発防止に努める。

9. 非常災害対策

（別紙）ゆきやなぎ1 消防計画による。

10. （虐待の防止）

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- ① 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- ② 虐待防止のための指針の整備。
- ③ 虐待を防止するための定期的な研修の実施。適切に実施するための担当者の設置。
- ④ 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（入居者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

11. （身体拘束等の原則禁止）

- ① 事業所は、指定特定施設入居者生活介護の提供にあたっては、利用者又は他の入居者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入居者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。
- ② 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとする。

③ 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的を実施すること。

12. (その他運営についての留意事項)

(1) 施設の管理・運営・報告

①事業所は、施設長その他必要な職員を配置して、契約に基づくサービスその他入居者のために必要な全ての業務を処理するとともに、建物及び付帯設備の維持管理を行います。

②事業者は、入居者に対し、次に掲げる事項を報告するものとします。

毎年度の目的施設の運営状況や入居者の状況、要介護者の状況、サービス提供状況、管理費、食費等の収支の内容、職員の人員配置等についての状況

③事業所は、施設長その他必要な職員に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備する。

(別紙) 施設内外研修計画により対応する

(2) 運営懇談会

(管理規定別表Ⅲ「運営懇談会細則」による。)

①事業所は、契約の履行に伴って生ずる諸種の問題に関し、意見交換の場として運営懇談会を設置します。

②事業者は、運営懇談会について、管理規定又はその他の文書によって、次に掲げる項目を含む詳細を定めるものとします。

一 会の構成メンバーの詳細

二 外部からの運営への点検に資する事業者側の関係者及び入居者以外の第三者的立場にある構成メンバーの有無

三 要介護状態にある利用者の身元引受人等に対する連絡方法等

(3) 苦情処理

(管理規定15. 及び別表Ⅳ「苦情処理細則」による。)

①入居者は、事業者が契約に基づき提供するサービスに関して、いつでも苦情を申し立てることが出来ます。

②事業者は、苦情を受け付ける手続きを管理規定又はその他の文章で定め、入居者からの苦情等の適切な解決に努めます。

③事業者は、入居者からの苦情申立てがなされた場合、対応する責任者を定め、迅速かつ誠実に必要な対応を行ないます。

④事業者は、入居者が苦情申立て等を行ったことを理由として何らかの不利益な取扱いをする事はありません。

(4) 賠償責任

事業者は、入居契約書第10条により、本契約に基づくサービスの提供に当たって、万が一、事故が発生し入居者の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、不可抗力による場合を除き速やかに入居者に対して損害の賠償を行います。但し、入居者側に重大な過失がある場合には賠償額を減ずることがあります。

（５）秘密保持

事業者の職員は業務上知り得た入居者及びその家族に関する秘密並びに個人情報については、入居者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合又は入居者の事前の同意がある場合を除いて、契約中及び契約終了後も、第三者に漏らしません。

（６）誠意処理

契約に定めのない事項及び契約の各条項の解釈については、事業者は入居者相互に協議し、誠意をもって処理することとします。

附則

この規定は平成 16 年 6 月 1 日から施行する。

この規定を平成 20 年 6 月 1 日より変更する。

この規定を平成 25 年 4 月 1 日より変更する。

- ・ 変更内容 介護認定被該当者に対する見守りサービス費用

この規定を平成 27 年 4 月 1 日より変更する。

- ・ 変更内容 那珂川福祉会業務委託契約解除

この規定を平成 27 年 4 月 1 日より変更する。

- ・ サービス提供体制強化加算 新規 開始する。
- ・ 介護職員等処遇改善加算を 加算Ⅰへと変更する。

この規定を平成 28 年 10 月 1 日より変更する。

- ・ 内容 サービス提供体制強化加算を 加算Ⅰイへと変更する。

この規定を平成 30 年 4 月 1 日より変更する。

- ・ 口腔衛生管理体制加算 新規 開始する。
- ・ 栄養スクリーニング加算 新規 開始する。
- ・ 退院・退所時連携加算 新規 開始する。

この規定を令和 3 年 4 月 1 日より変更する。

- ・ 個別機能訓練加算Ⅱ 新規 開始する。
- ・ 科学的介護推進体制加算 新規 開始する。
- ・ サービス提供体制加算を 加算Ⅱへと変更する。
- ・ 看取り介護加算を 加算Ⅰへと変更する。

この規程は、令和 4 年 6 月 1 日より変更とする。

- ・ 変更内容 月額利用料を変更する。

この規定を令和 5 年 5 月 1 日より変更する。

- ・ 変更内容 月額利用料を変更する。

この規定を令和 6 年 1 月 1 日より変更する。

- ・ サービス提供体制加算を 加算Ⅰへと変更する。
- ・ 生産性向上推進体制加算Ⅱ 新規 開始する。

この規程は、令和 8 年 7 月 1 日より変更とする。

- ・ ADL 維持等加算 新規 開始する。

この規程は、令和 8 年 10 月より取り組み開始とする。